



三重県公報

令和7年8月29日 (金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
選管告示			
71	三重県議会議員桑名市・桑名郡補欠選挙の選挙期日等	(選挙管理委員会)	2
72	三重県議会議員鈴鹿市選挙区補欠選挙及び伊賀市選挙区補欠選挙の選挙期日等	(同)	2
73	三重県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者	(同)	2
74	三重県知事選挙及びこれと同時に行う三重県議会議員補欠選挙における投票の順序	(同)	2
75	三重県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	(同)	2
76	三重県議会議員補欠選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額	(同)	3

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 71 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 34 条第 1 項の規定により、三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙を次のとおり行います。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

- 1 選挙の期日 令和 7 年 9 月 7 日
- 2 選挙すべき議員の数 2 人

三重県選挙管理委員会告示第 72 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項及び同法第 119 条第 1 項の規定により、三重県議会議員鈴鹿市選挙区補欠選挙及び伊賀市選挙区補欠選挙を、令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙と同時に行います。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

- 1 選挙の期日 令和 7 年 9 月 7 日
- 2 選挙すべき議員の数 三重県議会議員鈴鹿市選挙区補欠選挙 1 人
三重県議会議員伊賀市選挙区補欠選挙 1 人

三重県選挙管理委員会告示第 73 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県議会議員補欠選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 選挙長

選挙区	住 所	氏 名
桑名市・桑名郡	四日市市	山田 陽子
鈴鹿市	伊勢市	谷川原 基
伊賀市	四日市市	古市 哲也

2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

選挙区	住 所	氏 名
桑名市・桑名郡	四日市市	西村 俊彦
鈴鹿市	三重郡朝日町	西 幸一郎
伊賀市	多気郡明和町	浅井 隆治

三重県選挙管理委員会告示第 74 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙及びこれと同時に行う三重県議会議員補欠選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定めます。

令和 7 年 8 月 29 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

- 1 三重県知事選挙の投票
- 2 三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙の投票
三重県議会議員鈴鹿市選挙区補欠選挙の投票
三重県議会議員伊賀市選挙区補欠選挙の投票

三重県選挙管理委員会告示第 75 号

令和7年9月7日執行の三重県議会議員桑名市・桑名郡選挙区補欠選挙、鈴鹿市選挙区補欠選挙及び伊賀市選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選挙管理委員会告示第5号）第76条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月29日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

- 1 くじを行う日時
令和7年8月29日 午後5時40分
- 2 くじを行う場所
津市広明町13番地
三重県庁 2階 三重県選挙管理委員会室

三重県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項の規定による令和7年9月7日執行の三重県議会議員補欠選挙の各選挙区における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を、同法第196条の規定により次のとおり告示します。

令和7年8月29日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区	制限額
桑名市・桑名郡選挙区	6,321,200円
鈴鹿市選挙区	7,162,900円
伊賀市選挙区	6,719,200円

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
